

うらわを歩こう 浦和区文化の小径マップ

うらかなこの季節に、区内の史跡・寺社・公園など、魅力ある場所を、楽しく健康的に散策してみませんか？ (編集・発行)浦和区文化の小径づくり推進委員会

マップは、区コミュニティ課、区内の市民の窓口・公民館・図書館などで配布しています。(数に限りがありますので、在庫切れの際はご了承ください。)



- ① 中山道浦和宿 (うらわ美術館、玉蔵院、調神社など)
- ② 北浦和界隈 (紅赤芋発祥の地、廓信寺、県立浦和美術館など)
- ③ 浦和駅東口から本太界隈 (大善院、本太氷川神社など)
- ④ 上木崎界隈から見沼 (足立神社、カンゾウと斜面林など)
- ⑤ 前地・岸町界隈 (前地通り商店街、神明社、関元屋など)
- ⑥ 大東から駒場 (御室社、駒場緑地、青少年宇宙科学館など)
- ⑦ 常盤・仲町界隈 (北浦和公園、常盤緑道、裏門通りなど)

問合せ/区コミュニティ課 ☎829・6037 FAX829・6232

自治会に加入しましょう

地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりのため、自治会に加入し、地域活動に参加しませんか。自治会への加入はお近くの自治会役員へご連絡ください。加入する自治会がわからないなど、詳しくは、区コミュニティ課へお問い合わせください。



浦和区 自治会広報紙展

防犯防災、清掃活動に関する取り組みや地域活動の様子などを掲載した自治会広報紙を展示します。

日時 3月22日(金)～4月5日(金)

8時30分～17時15分

※3月23日(土)及び24日(日)を除く

場所 浦和区役所 1階

主催 浦和区 協力 浦和区自治会連合会

わたしの街の自治会

「元町二丁目自治会」

元町二丁目自治会は「この街は、あいさつをする街・ゴミのない街」をモットーに、会員同士で協力しあい、ごみ収集所の清掃や月3回の防犯パトロールなど、地域の美化・防犯に力を入れて活動しています。当自治会は、自主防災会や老人会、青年会、子供会と連携し、組織として各行事を実施しており、特に夏祭りや盆踊り大会は、毎年大勢の住民が参加し盛大に行われています。



石井 秋良 会長

区内には、現在85の自治会があり、役員を中心として地域に密着した様々な活動をしています。このコーナーでは、日々活動している自治会を随時紹介していきます。

また、元町二丁目のおすすめスポットに、元町通りと元町東公園があります。町内を東西に走る元町通りは、スーパーや飲食店、銭湯など様々なお店が立ち並び活気があります。元町東公園は2年前に完成した新しい公園で、最近では老人会を中心にグラウンドゴルフを楽しむ人を見られます。このように、元町二丁目は住みやすく、魅力のある地域だと感じています。



夏祭りの様子

問合せ 区コミュニティ課 ☎ 829・6040 FAX 829・6232

こんにちは **区長** です

浦和区長 **山岸 千枝子**

春はまだ浅く、風に冷たさを感じることの多い日が続きますが、今月中旬過ぎには桜も咲き始めるのではないのでしょうか。区内でも見事な桜の花が各所で咲き誇りますので、お出かけになってみてはいかがでしょうか。

3月は、卒業や転勤など、人生の一つの節目となる行事も多い月です。区役所の窓口は今月後半から来月初めはとても混雑することが予想されます。大変ご迷惑をお掛けしますが、ご都合がつく方は、混雑する日時を避けてご来庁くださいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今月は最終土曜日と日曜日に区役所窓口を開設しますので、平日にお越しいただけない方は、ぜひご利用ください。

区民課窓口の混雑状況 **検索**



▲中央大会に進出する8チームに、「サッカーのまち浦和区賞」としてサッカーボールを贈呈しました。

〔さいたま市小学校体育連盟浦和支部〕
小学校サッカーブロック大会



生活自立・仕事相談センター浦和 をご利用ください

経済的な問題で生活にお困りの方や仕事が見つからない方などのための相談窓口です。(生活保護世帯を除く)
就労支援員や家計相談員などが自立に向けてサポートします。

開設時間

9時～17時(12時～13時を除く。
土・日曜日、祝休日、年末年始を除く。)

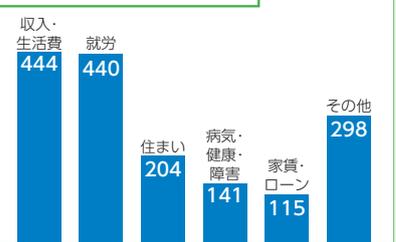
こんな時にはご相談ください



支援内容

- 自立相談支援
- 住居確保給付金
- 就労準備支援
- 一時生活支援
- 家計改善支援

市相談受付状況
(平成30年4月～9月)



問合せ／生活自立・仕事相談センター浦和(区福祉課内) ☎829-6196 FAX829-6238

知ってる? 自転車の交通ルール(自転車安全利用五則)

自転車は、道路交通法上は「軽車両」と位置付けられ、
違反をすると罰則が科せられる場合があります!

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④子ども(12歳以下)はヘルメットを着用

⑤安全ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

※並進可の標識がある場合は除きます。

※違反行為は他にもあります。

○夜間はライトを点灯

○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



問合せ／区くらし応援室 ☎829-6049 FAX829-6231